

平成30年7月4日

◎明神委員長 ただいまから、総務委員会を開会いたします。

(9時58分開会)

### 《委員長報告取りまとめ》

◎明神委員長 本日の委員会は、「委員長報告の取りまとめについて」であります。

お諮りします。

委員長報告の文案については、お手元に配付してありますので、この内容の検討をお願いいたします。

それでは、報告書案を書記に朗読させます。

◎書記 総務委員会が付託を受けた案件について、その審査の経過並びに結果を御報告いたします。

当委員会は、執行部関係者の出席を求め、慎重に審査いたしました結果、第1号議案、第5号議案、第6号議案、報第1号議案、報第2号議案、以上5件については、全会一致をもって、いずれも可決または承認すべきものと決しました。

以下、審査の過程において論議された主な事項について、その概要を申し上げます。

初めに、総務部についてであります。

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例議案について、執行部から、国家公務員の特殊勤務手当について、夜勤を行う看護師等の負担が増加していることから、人事院規則が一部改正されたことを考慮して、県においても同様の改正をするもので、夜間看護等手当の上限額の引き上げを行うものである、との説明がありました。

委員から、手当の引き上げだけでなく、夜勤を行う看護師等の実態を改善していくことが大事ではないか、との質疑がありました。

執行部からは、夜勤が難しい職員の事情なども聞き、理解も求めながら検討していく、との答弁がありました。

次に、報告事項についてであります。

まず、総務部についてであります。

公文書に関する新たな条例の検討について、執行部から、平成32年度に開館予定の公文書館の整備にあわせて、公文書の管理全般について統一的なルールを定めるとともに、歴史公文書制度を盛り込んだ条例を制定し、県政のさらなる透明性を確保していく考えで現在検討を進めている、との報告がありました。

委員から、統一的なルールづくりの中で、公文書の定義に係るグレーゾーンを解消するに当たり、備忘録などを含め、意思決定の過程での公文書の位置づけについて、既に議論がされているのか、との質問がありました。

執行部からは、個人のメモや備忘録などについては、組織としての意思決定の過程が検

証できるのかどうかという観点から、グレーゾーンが解消されることが第一だと考えており、意思決定を示す文書として何が該当するのか検討・整理の上、しっかりと明示していきたい、との答弁がありました。

別の委員から、最近の状況も踏まえ、恣意的な運用が行われないよう十分に注意しながら、公文書の定義の明確化を行うことが大切である、との意見がありました。

執行部からは、公文書の定義の明確化を初め、公文書を適切に管理していくことについても、しっかりとルールづくりを進めていく、との答弁がありました。

次に、セクシュアルハラスメント行為及び暴力的言動による職員懲戒処分2件について報告がありました。

委員から、問題を起こした職員への対応だけではなく、このような問題が起こる背景について、現状を分析する必要があるのではないか、との質問がありました。

執行部からは、不適切な言動を周りから指摘する関係づくりが重要であり、県民サービスの向上と、職員がストレスを過剰に抱えることなく、生き生きと働くことができる職場づくりをどう両立させていくのかが組織全体の課題であると認識している、との答弁がありました。

別の委員から、再発防止に向けた通知を発出しても、なお、こうした事案が発生しており、通知を職員にどう深く浸透させるかなど、改善していくことが必要ではないか、との意見がありました。

次に、教育委員会の報告事項についてであります。

執行部から、教職員の不祥事について、3件の報告がありました。

このうち、元公立学校長の横領についての報告を怠った事案に係る懲戒処分等について、委員から、報告を怠った高知県管理職教員組合について、県民に対して説明責任を果たすべきではないかという意見があるが、現状はどうか、との質問がありました。

執行部からは、組合に対して組織として説明すべきではないかとの申し入れもしており、組合は横領事案についての会見は行った。しかし、報告を怠った幹部職員が懲戒処分を受けた点について、説明をしたとは聞いておらず、この点についても、説明責任を果たすべきではないかと考えている、との答弁がありました。

別の委員から、教員を指導し、子供たちの前に立ち規範を示さなければならない立場でありながら、適切な対応をしていなかったことについて、しっかりと原因究明を行い、対処するように、との意見がありました。

さらに、別の委員からも、高い倫理感が求められ、公教育のかなめである校長、教頭による事案であり、説明も含め適切な対応を行わなければ、高知県の教育の信頼性にかかわってくる問題である、との意見がありました。

関連して、別の委員から、管理職の登用のあり方については、県教育委員会の内部にと

どまらず、外部の意見も取り入れて検討すべきではないか、との質問がありました。

執行部からは、他県の先進事例や外部の意見も聞きながら、よりよい登用システム、研修システムを検討していきたい、との答弁がありました。

次に、高知県図書館振興計画の策定について、オーテピア高知図書館の開館をきっかけに、県内全域の図書館振興に取り組み、読書環境、情報環境の改善を目的に計画を策定するものである、との報告がありました。

委員から、市町村立図書館だけでなく、学校図書館との連携も組み込めば、さらに充実したものになるのではないかと、との質問がありました。

執行部からは、核となるのは市町村立図書館であるが、どのような情報サービスを行う考えなのか、学校図書館をどのようにしていくのか、市町村に検討をお願いしたいと考えている、との答弁がありました。

別の委員から、子供たちが本を読む習慣ができれば、その後につながっていくのではないかと。子供たちが図書に一番触れやすい場所である学校図書館のかかわりは大事ではないかと、との質問がありました。

執行部からは、読書は学習面、人格形成面で非常に重要な部分であり、小中高等学校の図書館のさらなる活用について取り組んでいきたい、との答弁がありました。

以上をもって、総務委員長報告を終わります。

◎明神委員長 御意見をどうぞ。

小休にします。

( 小 休 )

( な し )

◎明神委員長 それでは、正場に復します。

それでは、ただいま協議いたしました文案により本会議で報告を行うことにいたします。なお、細部の調整については、正副委員長一任でよろしいでしょうか。

( 異議なし )

◎明神委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決定しました。

#### 《閉会中の継続審査》

◎明神委員長 次に、「閉会中の継続審査の件」を議題といたします。

お諮りいたします。

当委員会は、閉会中も継続して審査並びに調査をしたいので、お手元に配付してある案のとおり申し出ることに御異議ありませんか。

(異議なし)

◎明神委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決定をしました。

◎明神委員長 以上をもって、日程は全て終了いたしました。

これで、委員会を閉会いたします。

(10時7分閉会)